



ニッセイ気候変動関連グローバル株式ファンド (資産成長型)/(予想分配金提示型)

愛称：フォー・ザ・フューチャー

いま注目が集まる「COP26」とは

- 2021年11月1日～12日に英国のグラスゴーにて、第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)が開催されます。今年4月に開催された気候変動サミットに続き、世界各国の気候変動対策に大きな影響を及ぼすものと思われます。
- 当レポートではCOP26の概要に加え、当ファンドの株式運用を行うDWSグループが考えるCOP26の注目ポイントについてお伝えします。

COP26の概要①～そもそもCOPって何？

COP(コップ)とは締約国会議(Conference of the Parties)の略で、一般にその条約に関する最高意思決定機関になります。単にCOPというと、通常は1994年に発効した国連気候変動枠組み条約の締約国会議のことを指します。

1995年にドイツのベルリンで開催されたCOP1以降ほぼ毎年開催され、1997年に京都で開催されたCOP3では締結国の削減目標を具体的数値で決めた京都議定書が採択されました。今回のCOP26は文字通り26回目の会合で、条約を批准する197カ国が参加します。

気候変動交渉の経緯

1994年	国連気候変動枠組み条約が発効
1997年	COP3で「 京都議定書 *1」を採択
2001年	米国が京都議定書からの離脱を宣言
2005年	京都議定書が発効
2015年	COP21で京都議定書に代わる「 パリ協定 *2」を採択
2020年	米国がパリ協定から離脱
2021年	米国がパリ協定に復帰

※1 京都議定書 : 2008年～2012年の間に**先進国(アメリカは合意していないため除く)のCO₂排出量に関して、法的拘束力のある数値目標を各国ごとに設定し、国際的にCO₂排出量削減に取り組むための議定書。**

※2 パリ協定 : 京都議定書の内容を引き継ぐ形であるが、**先進国・新興国を含むすべての参加国が削減目標を公表する仕組み**とした国際協定。

出所)各種報道をもとにニッセイアセットマネジメント作成

COP26の概要②～COP26では何が議論されるの？

COP26では**各国が設けた2030年までのCO₂削減目標が議題**となります。複数の国が協力して排出量を減少させる仕組みを定めた「パリ協定6条」を巡り、具体的な実施ルールの合意をめざします。また排出量取引等、温暖化防止の市場メカニズムも話し合う予定です。

COP26の議長国を務める英国は、プレCOP26(COP26の準備会議)議長国のイタリアと協同して以下の4つの目標に関連する行動を働きかけています。

- ・ 排出量削減への取組みを一步前進させる
- ・ 気候変動の影響に対する適応策を強化する
- ・ 気候変動対策のための資金調達の促進
- ・ エネルギー転換、クリーンな道路交通、自然に関するCOP26キャンペーンを含む国際協力の強化

これらは、先進国が新興国の気候変動対策支援として年間1,000億米ドルの資金を提供することや、生物多様性の保護、CO₂排出量の削減を促進することを含んでいます。

主要国・地域のCO₂排出量削減目標の推移

国・地域	気候変動サミット前	気候変動サミット後
日本	2030年度に-26% (2013年度比)	2030年度に -46% (2013年度比)
米国	2025年に-26 ~ -28% (2005年比)	2025年に -50 ~ -52% (2005年比)
英国	2030年に-68% (1990年比)	2035年に -78% (1990年比)
EU	2030年に-55% (1990年比)	変わらず
中国	2030年までに排出量をピークアウトさせる 2030年にGDP当り排出量を-65%以上 (2005年比)	変わらず

今年4月に開催された気候変動サミットでは日本、米国等がそれまでの削減目標を大きく引き上げました。

COP26においても各国は上記目標以上に強い排出削減を求められるものと予想されます。その目標達成のためにCO₂排出削減に向けた取組みが活況となり、気候変動対策に関連する市場にも多くの資金が流入するものと考えられます。

出所)各種報道、DWSグループの資料をもとにニッセイアセットマネジメント作成

DWSグループの視点②～株式投資における今後の注目のセクターは？

- COP26における主な焦点は(国や企業レベルでの)既存の公約が強化され、2030年目標(2050年のカーボンニュートラル達成と整合するCO₂削減目標)に焦点が当てられることになると考えています。
- そのような中、株式市場では特にCO₂の排出量、エネルギー効率の面で最も変化が必要なセクターが注目されると予想しています。

今後注目されるセクターは？

CO₂排出量とエネルギー効率の面で最も変化が必要なセクター

発電セクター

- ・ 電力会社
- ・ 再生可能エネルギー開発企業
- ・ 送配電企業
- ・ ケーブルメーカー

輸送セクター

- ・ EV(電気自動車)完成車メーカー
- ・ EV向け部品製造メーカー、電池等供給メーカー

脱炭素に向けた新たな商品・システム等の開発



8月9日に国連のIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)は、産業革命前と比べた世界の気温上昇が2021～40年に1.5℃に達するとの予測を公表しました。2018年の想定より10年ほど早くなり、人間活動の温暖化への影響は「疑う余地がない」と公表しました。

DWSグループでは、上記セクターは脱炭素に向けた新たな設備、商品、システムの開発等、**大きな変化を早急に求められると予想**しており、新しい動きが脱炭素へ大きく貢献するものであればマーケットの注目を集めると考えています。その中でも、**セクター内での優勝劣敗が明確になり、業界のリーダーとなる企業が選好される**と予想します。

出所)DWSグループの資料をもとにニッセイアセットマネジメント作成 上記の画像等はイメージです。

ファンドの特色

- ①日本を含む世界の株式のなかから、気候変動に関連する事業を展開する企業の株式に投資します。
- ②銘柄選定にあたっては、優れた技術・ビジネスモデルを有し、持続的な成長が期待される企業を選別します。
- ③決算頻度および分配方針の異なる2つのファンドから選択いただけます。

<資産成長型>年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

- 毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

<予想分配金提示型>毎月決算を行い、決算日の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 収益分配方針に基づき、決算日の前営業日の基準価額(1万口当り。支払い済みの分配金累計額は加算しません)に応じて、以下の金額の分配を行うことをめざします。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当り、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- ・ 決算日の前営業日から決算日までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ・ 基準価額の値上がりにより、該当する分配金テーブルが分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える場合等には、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ・ 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ・ 分配を行うことにより基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

- ・ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

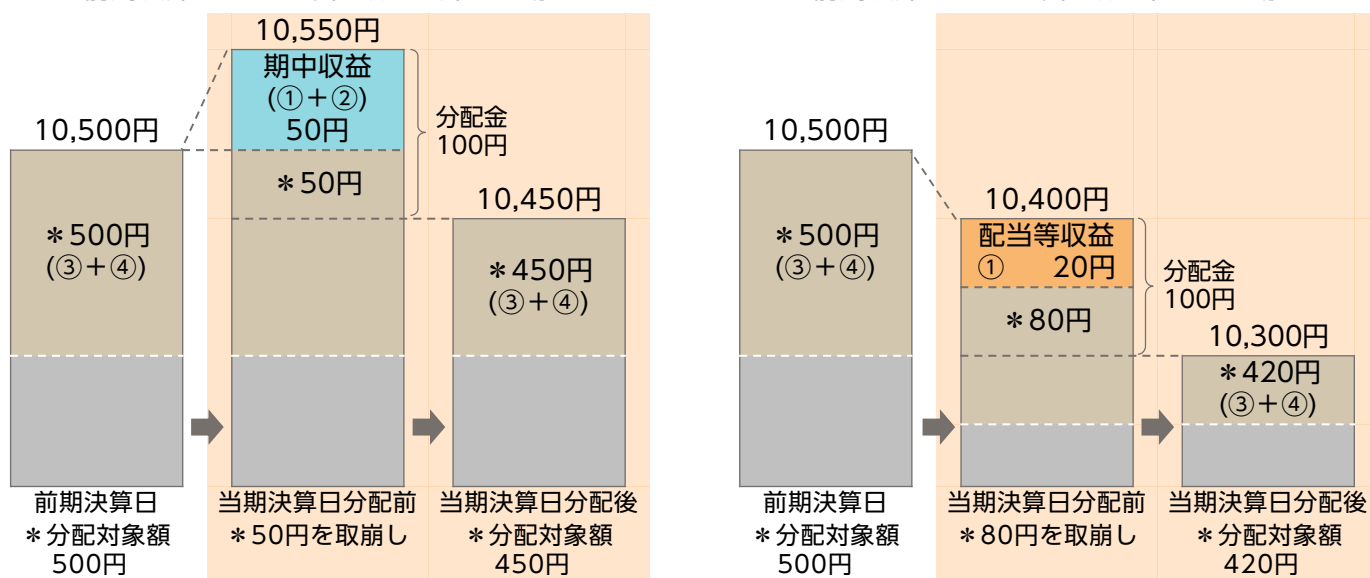


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



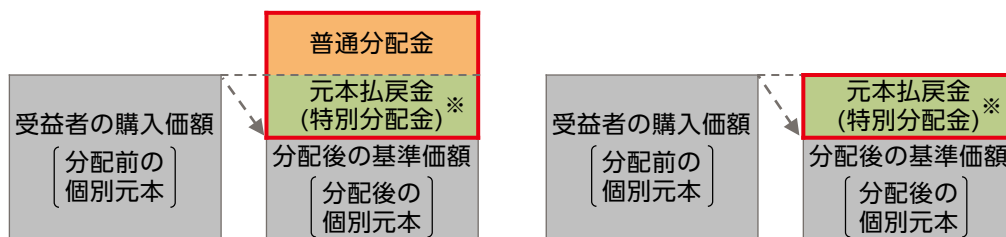
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
 収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.1825%(税抜1.075%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。	
		投資対象とする 外国投資信託証券	年率0.75%程度 ・年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.9325%(税込)程度 をかけた額となります。 ・上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

❗ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

取扱販売会社一覧

※ 販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社関西みらい銀行		○	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北陸銀行		○	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社みなと銀行		○	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	

● 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く) ホームページ： https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
株式会社りそな銀行	